



茨城県水郡線利用促進会議  
(事務局:茨城県政策企画部交通政策課内)

## 茨城県水郡線小中学生団体利用促進補助金のご案内

茨城県水郡線利用促進会議※では、小中学校や自治会・子ども会等で  
水郡線を利用する場合の運賃を一部補助します！

※茨城県と水郡線沿線市町（水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町）で構成する水郡線の利用促進を目的とした団体です。以下、「当会議」と言います。

### 1 補助概要

- 小中学生5人以上の団体が、校外学習等で水郡線を利用する場合に、水郡線区間（水戸駅から下野宮駅まで）の運賃の半額（10円未満切り捨て）を補助します。

「校外学習等」の例

社会科見学、部活動の練習試合、子ども会の夏休みの行事、自治会の親子活動 等

- 交付対象は、水郡線沿線市町（水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町）に所在する小中学校や自治会・子ども会等の団体です。
- 引率者がいる場合は、引率者の運賃も補助対象となります。
- 団体割引乗車券を利用する場合は、割引後の額により補助額を算定します。

### 2 申請期間

令和5年7月3日(月)から令和6年2月29日(木)まで

※令和6年3月25日(月)までに事業を完了し、実績報告書を提出願います。

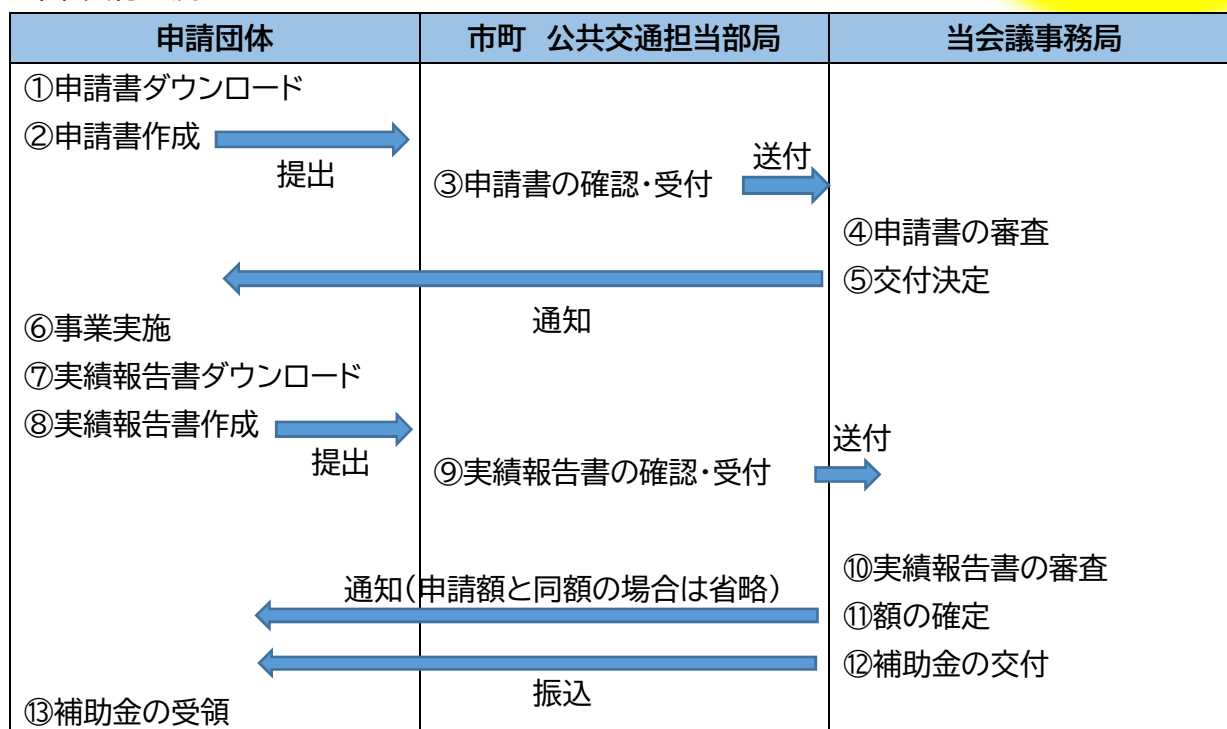
※予算の状況により、上記期間中でも受付終了となる場合や、申請額の満額交付とならない場合（交付決定時に調整させていただく場合）がありますのでご了承ください。

### 3 交付の流れ

- 交付申請書（様式第1-1号）に必要書類を添えて、申請団体の所在する市町の公共交通担当部局へ提出してください。
- 申請書の審査後、当会議事務局（茨城県政策企画部交通政策課内）より、交付決定通知（様式第2号）をお送りします。
- 交付決定を受けた申請団体は、事業完了後、速やかに実績報告書兼請求書（様式第3-1号）に必要書類を添えて、申請団体の所在する市町の公共交通担当部局へ提出してください。
- 実績報告書兼請求書の審査後、当会議事務局より、交付額の確定通知（様式第4号）をお送りします。（ただし、確定額が交付決定額と同額の場合は、確定通知を省略します。）
- 交付額の確定から30日以内に当会議から申請団体の指定口座へ補助金を交付します。

裏面に流れの図等  
があります。📄

<図: 交付の流れ>



<市町 公共交通担当部局(申請窓口)> ※申請書・実績報告書は郵送又は持参によりご提出ください。

市町名	担当部局名	所在地		TEL
		〒	住所	
水戸市	市長公室 交通政策課	310-8610	水戸市 中央 1-4-1	029-291-3804
常陸太田市	企画部 企画課	313-8611	常陸太田市 金井町 3690	0294-72-3111
ひたちなか市	企画部 企画調整課	312-8501	ひたちなか市 東石川 2-10-1	029-273-0111
常陸大宮市	地域創生部 地域創生課	319-2292	常陸大宮市 中富町 3135-6	0295-52-1111
那珂市	建設部 都市計画課	311-0192	那珂市福田 1819-5	029-298-1111
大子町	まちづくり課	319-3521	久慈郡大子町 北田気 662	0295-72-1131

申請様式は、茨城県ホームページよりダウンロードしてください。▶



<制度に関するお問い合わせ>

茨城県水郡線利用促進会議事務局（茨城県政策企画部交通政策課内）

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL 029-301-2606